別表十八（三）　記載要領

1　この表は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において次に掲げる規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において次に掲げる規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

⑴　租税特別措置法第42条の12第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

⑵　租税特別措置法第59条（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）

⑶　租税特別措置法第60条第１項又は第２項（沖縄の認定法人の課税の特例）

⑷　租税特別措置法第61条第１項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）

⑸　租税特別措置法第61条の４第２項（交際費等の損金不算入）

⑹　租税特別措置法第66条の５の２第３項（第１号に係る部分に限る。）（対象純支払利子等に係る課税の特例）

⑺　租税特別措置法第66条の13第１項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

2　次に掲げる欄は、それぞれ次に定める規定の適用を受ける場合に記載すること。

⑴　「⑲」から「㉑」までの各欄　租税特別措置法第59条

⑵　「㉑」から「㉓」までの各欄　租税特別措置法第66条の13第１項

別表十八付表二から別表十八の三までを削る。

別表十九の記載要領第五号中「第71条第１項第１号」の次に「（中間申告）」を加える。

別表二十の表を次のように改める。